

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県国民保護協議会 (危機管理課危機管理担当)	
設置年月日	平成17年3月29日	
設置根拠等	法令必置／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条第1項	
	埼玉県国民保護協議会条例	
委員定数・任期	45名以内・2年間（再任を妨げない）	
職務内容	知事の諮問に応じて、国民保護措置に関する重要事項を審議する	
公開・非公開の別	公開	
令和5年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催実績なし (該当する事案が発生していないため)	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県防災会議 (災害対策課災害対策担当)	
設置年月日	昭和38年3月1日	
設置根拠等	法令必置／災害対策基本法第14条、15条	
	埼玉県防災会議規則 埼玉県防災会議運営要綱	
委員定数・任期	<p>委員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事とその部内の職員のうちから指名する委員 18人以内 ・知事が市町村長及び消防機関の長のうちから任命する委員 5人以内 ・知事が指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員 25人以内 ・知事が自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者うちから任命する委員 6人以内 <p>任期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし(一部2年) 	
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画を作成し、実施を推進する。 ・知事の諮問に応じて、埼玉県における防災に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる。 ・災害発生時の災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図る。 	
公開・非公開の別	公開	
令和5年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>開催方法 書面開催</p> <p>開催日 令和6年3月22日</p> <p>議 題 埼玉県地域防災計画の修正について</p>	